字深桂　四二〇番一　五号
四二五番一一　六号
字追乗　四〇九番一　七号
三九七番三　八号

○国土交通省告示第十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を一級河川本沢川右岸境界線に沿って結んだ線、標柱三号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を一級河川本沢川左岸境界線に沿って結んだ線、標柱十二号と十三号を結んだ線、標柱十三号と十四号を一級河川本沢川左岸境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十四号を昭和三十九年建設省告示第千二百十号で指定した本沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県上山市小白府

字棚林　八四一番一　一号及び二号
九五〇番　三号
六六五番九　四号
六六四番四　五号
九二七番一二　六号

山形県上山市狸森

字舘ノ越　一二四九番二　七号及び八号
一二四九番七　九号から十一号まで
一二四七番十三　十二号

山形県上山市小白府

字田沢　七三四番一　十三号及び十四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成五年建設省告示第千六百八十六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡大江町大字小見

字大山　七五一番二六　一号
七五一番二四　二号
七五一番二三　三号及び四号

山形県西村山郡大江町大字荻野

字岩木　三三一番一二　五号
字北方　三二八番七　六号
三二八番四　七号
三二八番一　八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中田

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年国土交通省告示第千六百八十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市油戸

字中田　二三番八六　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を平成十九年国土交通省告示第千六百八十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市油戸

字中田　二三番八六　五号から七号まで

○国土交通省告示第十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十七年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第1―(三)号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　西脇　隆俊

四　変更年月日　平成二十六年十二月一日

○東北地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年東北地方整備局告示第八十二号弘前広域都市計画道路事業三・三・三号下白銀町福田線

三　事業施行期間　自平成十九年四月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千百三号三沢都市計画道路事業三・四・三号中央町金矢線、三・六・三号東口千代田町線及び三・五・三号三沢春日台線

三　事業施行期間　自平成八年十一月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二百二十六号上田都市計画道路事業三・五・十七号北天神町古吉町線

三　事業施行期間　自平成二十年四月一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百十二号上田都市計画道路事業三・六・二十六号中常田新町線

三　事業施行期間　自平成二十一年四月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし